

令和4年(2022年)7月11日
原子力災害に係る広域避難
関係市担当者会議資料(抜粋)
滋賀県原子力防災室

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画の修正について

1 背景

滋賀県では原子力災害時に避難元市町を越えて避難が必要となった場合に備え「原子力災害における滋賀県広域避難計画」を策定している。

同計画において、「県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。」とされており、令和3年3月、受け入れる4市において、原子力災害発生時における避難者受入マニュアルが作成された。

2 課題

原子力災害対策指針および災害対策基本法において、平常時から避難先および避難経路について住民等へ情報提供しておくことが必要と記載されていることから、県内避難先について原則公表する必要があると考えている。

このため、同計画を修正し、年度内(R4.8~R5.3)に県内避難先についても記載したい。

(参考)

【原子力災害対策指針】

地域防災計画(原子力災害対策編)の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。

【原子力災害対策特別措置法第28条により読替えられた災害対策基本法】

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退き又は屋内への退避に資するよう、内閣府令で定めるところにより、原子力災害(原子力災害が生じる蓋然性を含む。)に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。